

福島医発第 135 号 (地)
令和 6 年 4 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

日医医賠責特約保険令和 6 年 7 月更新・加入手続きの依頼について

令和 6 年度の加入手続（保険開始：令和 6 年 7 月 1 日）については、別紙スケジュールに基づき実施いたします。

つきましては、下記 2 種類の依頼書様式を送付いたしますので、特約保険未加入の日医 A 1、A 2 会員へご案内いただくとともに、貴会にて依頼書をお取りまとめのうえ、5 月 31 日（金）までに本会にご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 加入の場合は、「手続要領（加入・脱退依頼書）」の「加入日（都道府県医師会記入欄）」に 7 月 1 日と記載してください。
- 2) 日医医賠責特約保険の加入・変更・脱退手続時の個人印、法人印の押印は不要です。（令和 4 年 3 月 11 日付福島医発第 3436 号（地）で連絡済）
- 3) 日本医師会より、特約保険加入案内のチラシが発行されておりますのでご活用ください。
- 4) 日本医師会では、加入等手続きについて令和 6 年 7 月より日本医師会ホームページを通じて会員が依頼書を作成する方法への移行を予定しております。詳細は日本医師会より 5 月～6 月に案内がありますので、本会にて受領次第改めてご連絡いたします。

記

<送付物>

- ・「手続要領及び加入・脱退依頼書」（1 枚目の手続要領が緑色の用紙）
- ・「変更手続要領及び変更手続依頼書」（1 枚目の手続要領が桃色の用紙）

各 20 部

- ・日医医賠責特約保険加入案内チラシ 100 部

以上

小郡三井医師会より

医事調停担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

日医医賠責特約保険に新規加入ご希望の方は、5月24日までに当医師会事務局へ加入依頼書をご提出ください。用紙は当医師会事務局にございますのでご連絡ください。

郡市医師会

日医医賠償特約保険加入手続きスケジュール

(保険開始：令和6年7月1日の場合 継続を含む)

4月上旬 県医師会から各郡市医師会に「令和6年7月加入手続要領（加入依頼書）」を送付

加入手続の開始（A会員に加入手続要領を配布）

3月現在の加入内容にもとづく「自動継続内容明細表」が日医から県医師会へ送付され、県医師会から各郡市医師会へ送付

「自動継続のご案内」が日医から会員宛に送付
満期を迎える加入者の申し出による脱退、加入内容の変更手続

5月31日 各郡市医師会より県医師会への加入依頼書提出締切
(継続中止の脱退、変更手続きを含む)

6月20日 県医師会より日医への加入依頼書締切

7月 1日 保険開始

7月下旬 日医より送付される「掛金集金資料」及び「被保険者明細表」を県医師会から各郡市医師会へ送付
「掛金集金資料」にもとづく掛金の集金

8月中旬 「被保険者証」が日医から加入者へ送付

9月 6日 集金した掛金及び「掛金集金資料」を県医師会へ送付

9月30日 県医師会から日医宛の掛金送金の期限

万一の医療事故に備えての保険制度です



日医医賠責特約保険 – 日医A会員の任意加入 – 「2024年7月1日保険開始」分の加入受付および更新手続きが始まります

加入を
おすすめする
日医A会員

法人（法人立診療所、99床以下の法人立病院および定員99名以下の介護医療院）の責任部分の賠償にも備えたい日医A会員

日医A会員以外の医師が起こした医療事故に対する、開設者・管理者としての賠償にも備えたい日医A会員

高額賠償の支払（1事故3億円、保険期間中9億円まで）に備えたい日医A会員

開設者である医療法人が損害賠償請求を受けた場合の備えは大丈夫ですか？

日医医賠責保険は会員個人を対象としているため、法人に対して損害賠償請求を受けた場合、弁護士費用等を含めて保険金が支払われない場合があります。

日医医賠責特約保険では、開設者である医療法人に対して損害賠償請求がされた場合にも保険金支払の対象となります。

■ 日医医賠責特約保険 支払例 「医療法人（一人医師医療法人以外）」のみが損害賠償請求を受けたケース

事故の概要		保険金の支払	
医療機関	法人立診療所（院長は日医A1会員、勤務医は非会員）	特約保険加入	1億2,900万円 （免責100万円を差し引いた額）
内容	医療行為上の過失により重度の後遺障害が発生し医療法人のみが損害賠償請求を受けた	特約保険未加入	日医医賠責保険では、法人に対する損害賠償請求は対象となりません。
認定された損害賠償額	1億3,000万円 （将来にわたる介護費用、逸失利益、慰謝料など）		

※勤務医師個人のみを対象として損害賠償請求が行われた場合は、当該勤務医師個人を対象とする保険が必要となります。

※「一人医師医療法人」の場合は、法人宛請求でも個人立診療所に準じ日医医賠責保険で対応します。

※法人から日医A会員個人に対して損害賠償請求が行われた場合、その医師の責任割合部分を支払う場合があります。

日医A会員以外の医師が起こした医療事故に対する開設者・管理者としての備えは大丈夫ですか？

日医医賠責保険は会員個人を対象としているため、会員医療機関で勤務する日医A会員以外の医師が起こした医療事故に対して、開設者・管理者である会員が損害賠償請求を受けた場合、日医A会員以外の医師の責任部分について保険金が支払われない場合があります。

日医医賠責特約保険では、日医A会員以外の医師の責任部分も含めて保険金支払の対象となります。

事故の概要		保険金の支払	
医療機関	個人立診療所（開設者・院長は日医A1会員、勤務医は非会員）	特約保険加入	2,900万円 （免責100万円を差し引いた額）
内容	勤務医の医療行為上の過失により開設者である会員が損害賠償請求を受けた	特約保険未加入	日医医賠責保険では、会員の開設者・管理者責任部分のみ対象（勤務医の責任部分はカットされます）
認定された損害賠償額	3,000万円 （将来にわたる介護費用、逸失利益、慰謝料など）		

高額賠償への備えは大丈夫ですか？

2020年4月1日の民法改正で法定利率が5%→3%に変更されたことにより、損害賠償金が引き上げられる事案が増加しており、これまで以上にその備えが重要になってきています。

日医医賠責特約保険の支払限度額と掛金（1年間の掛金）

1. 支払限度額

日医医賠責保険と合算して

1事故（同一医療行為につき）3億円

保険期間中（年間）9億円

（免責金額は1事故100万円）

2. 掛金（1年間）

①診療所・介護医療院（19名以下）20,000円

②A2会員20,000円

③病院・介護医療院（20名以上）

掛金 = 12,400円 × 一般・療養病床の許可病床数または定員 - 40,000円

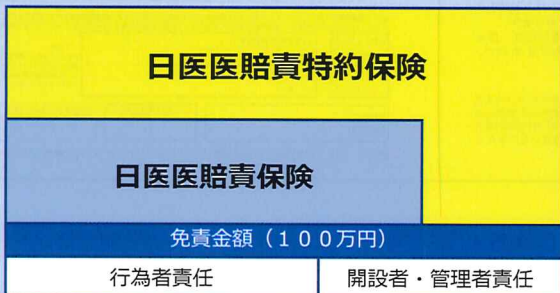
日医医賠責特約保険と日医医賠責保険の関係

1事故支払限度額

3億円

1億円

100万円



保険期間

2024年7月1日から1年間

加入手続

2024年5月31日までに所属の
都道府県医師会へ加入依頼書を提出
（一部地域によっては、都市区医師会へ）
※詳しくは裏面ご参照

お問い合わせ先 日本医師会（医賠責対策課）

☎03-3942-6136（平日9:30～17:30）

✉ibaiseki@po.med.or.jp

●次年度以降は加入条件に変更のない限り、毎年7月1日から1年間の加入として、自動継続となります。

加入を希望する日医A会員は、所属の都道府県医師会（一部地域によっては、郡市区医師会）から、「日医医賠償特約保険2024年7月新規加入のご案内」を入手のうえ、所定の項目に記入・捺印し、所属の都道府県医師会（一部地域によっては、郡市区医師会）宛に、5月31日までにご提出下さい。

加入内容に変更がある加入者および継続の中止を希望される加入者は、5月31日までに、所属の都道府県医師会（一部地域によっては、郡市区医師会）宛にその旨をご連絡ください。

[illegible]